令和７年度

提出期限厳守

【八景】学生団体＜継続・解散＞の手続きについて

提出書類は記入例を確認してから作成し、期限までに書類を揃えてメールで提出してください。

継続して活動する場合

【提出書類】

（１）学生団体継続届　今年度の活動実績をふまえ来年度の計画（予定）を記入
（２）団体規約　各団体で所有しているものの写しを提出（手書き不可）
（３）団体部員名簿　現役部員分のみ ※新入生分は、随時提出してください。

【提出方法】

下記アドレス宛に、提出してください。

提出先アドレス：club_hk@yokohama-cu.ac.jp

提出する際は、ファイル名に団体名を記入し提出してください。

例）（〇〇部）学生団体継続届、（〇〇部）団体部員名簿

【提出期限】

令和７年３月12日（水）23時59分まで

【重要】

- 継続手続きを完了した団体には、メールで通知を行います。
- 継続手続きを行う団体で令和６年度に活動を1度も行っていない団体は、必要書類を提出後、代表者と個別面談を実施します。
- 必要書類の提出がない団体は、令和７年度以降の大学公認団体としての資格を失います。

また、非公認の団体には次の活動を許可しません。

① 新歓活動をはじめ、通常の学内での活動
② 教室、体育館等の学内施設利用
③「横浜市立大学」（「YCU」「横市」「市大」等）と団体名に冠する事項
④ 本学公式Webサイトへの掲載
⑤（連合会所属団体の場合）部室利用・補助金申請

公認団体としての資格を失った後で活動を再開する場合は、もう一度新規団体設立の届出を提出する必要があります。

（部活として活動をしていた団体も、サークルから再スタートすることになります。）

解散する場合（運動部・文化部連合会所属団体）

【提出書類】

（１）学生団体解散届

（２）団体部員名簿　部員数0の場合は不要

（３）（ある場合）銀行口座の解約済み通帳写

部員の有無に関わらず、今後、活動を行わない団体は必ず提出してください！

（部員数が0になり、活動が終了するケースであっても解散届の提出は必須です。）

【提出方法】

下記アドレス宛に、メールで提出してください。

提出先アドレス：club_hk@yokohama-cu.ac.jp

提出する際は、ファイル名に団体名を記入し提出してください。

例）（〇〇部）学生団体解散届、（〇〇部）団体部員名簿

【提出期限】

令和７年３月１２日（水）23時59分まで

【重要】

・必要書類を提出後、代表者と個別面談を実施します。

【その他手続き】

個別面談時に、次の内容を確認します。

・OB・OG会他、関連組織、加盟団体への解散連絡の有無

・団体名義の銀行口座解約有無

・部室等備品の撤去、部室の鍵返却状況

※備品が全て撤去されたか、確認を行います。

・部活動用ポストの返却状況

・（ある場合）WEBサイト等の更新状況

解散する場合（サークル）

サークルを解散する場合、提出する書類はありません。

期限までに必要書類の提出がない場合、大学公認団体としての資格を失います。

【注意】

・必要に応じて代表者と個別面談を実施する場合があります。

令和７年２月19日　学生支援課 学生担当